

【 葛飾やすらぎの郷短期入所生活介護（予防） 運営規程別紙 】

2024年8月1日 改定

○ ご利用場所 東京都葛飾区新宿3丁目4番10号 特別養護老人ホーム葛飾やすらぎの郷

1. 法定料金

1 基本サービス料金

(1) 基本サービス料金

| 個室 1日あたりの自己負担分 | 1日あたりの自己負担分 | | |
|----------------|-------------|--------|--------|
| | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 要支援1 | ¥501 | ¥1,002 | ¥1,502 |
| 要支援2 | ¥623 | ¥1,246 | ¥1,869 |
| 要介護1 | ¥670 | ¥1,339 | ¥2,008 |
| 要介護2 | ¥746 | ¥1,492 | ¥2,238 |
| 要介護3 | ¥827 | ¥1,654 | ¥2,481 |
| 要介護4 | ¥905 | ¥1,810 | ¥2,714 |
| 要介護5 | ¥982 | ¥1,963 | ¥2,944 |

| 多床室（2人部屋以上） 1日あたりの自己負担分 | 1日あたりの自己負担分 | | |
|-------------------------|-------------|--------|--------|
| | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 要支援1 | ¥501 | ¥1,002 | ¥1,502 |
| 要支援2 | ¥623 | ¥1,246 | ¥1,869 |
| 要介護1 | ¥670 | ¥1,339 | ¥2,008 |
| 要介護2 | ¥746 | ¥1,492 | ¥2,238 |
| 要介護3 | ¥827 | ¥1,654 | ¥2,481 |
| 要介護4 | ¥905 | ¥1,810 | ¥2,714 |
| 要介護5 | ¥982 | ¥1,963 | ¥2,944 |

| 各種加算 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
|---|------|------|------|
| 送迎加算（自宅から当該施設まで、送迎した場合（片道につき）） | ¥205 | ¥409 | ¥613 |
| 若年性認知症利用者受入加算（若年性認知症利用者を受け入れた場合）／1日につき | ¥134 | ¥267 | ¥400 |
| 緊急短期入所受入加算（計画にない緊急の受入を行った場合）1日単位7日間まで | ¥100 | ¥200 | ¥300 |
| 夜勤職員配置加算Ⅰ（夜勤の介護職員が、最低基準を1人以上上回っている場合）／1日につき | ¥15 | ¥29 | ¥44 |
| サービス提供体制強化加算Ⅰ（介護福祉士割合が80%以上）／1日につき | ¥24 | ¥48 | ¥72 |

| | |
|-------------|---|
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ | 算定した単位数（基本サービス費に各種加算を加えた総単位数）の14.0%が加わります |
|-------------|---|

- 注1 常勤の看護師を1名以上配置していること
- 注2 ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること
③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること
- 注3 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること
- 注4 ①算定日の属する月の前6ヶ月間又は12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4～5の割合が70%以上、または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が65%以上、または喀痰吸引及び経管栄養の実施といった医行為を必要とする入居者の占める割合が15%以上であること
②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること
③入所者数の定員超過減算や人員基準減算がないこと

<看取りに関する指針について>

当施設では看護職員が夜間等、看護職員の不在時でも連絡体制を定めて、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出動対応する体制をとっております。また、別紙の通り「看取りに関する指針」を定め、利用者が重篤な状態となり、「看取り」の介護が必要になった際には、医師から状態をお知らせし、指針の内容に基づいてご本人、ご家族の希望により施設内で終末期を過ごすことが可能です。

* 入所期間中入院、または自宅に外泊した期間の取扱については、介護保険給付の扱いに応じた料金になりますのでご了承ください。

(2) 当施設の居住費・食費の負担額（実費）

| 利用者 負担段階 | 対 象 者 | | 居住費 | 食費 |
|-------------|----------------------------------|---|----------|----------|
| | | | 従来型個室 | |
| 第一段階 | 生活保護受給者 市町村税 世帯非課 税 | ・ 高齢福祉年金受給者 ・ 預貯金額等が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下 | ¥ 380/日 | ¥ 300/日 |
| 第二段階 | | ・ 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下 ・ 預貯金額等が650万円(夫婦は1,650万円)以下 | ¥ 480/日 | ¥ 600/日 |
| 第三段階① | | ・ 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円～120万円以下 ・ 預貯金額等が550万円(夫婦は1,550万円)以下 | ¥ 880/日 | ¥ 1000/日 |
| 第三段階② | | ・ 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額120万円超 ・ 預貯金額等が500万円(夫婦は1,500万円)以下 | ¥ 880/日 | ¥ 1300/日 |
| 第四段階 | 上記以外の方（世帯に課税者有り・市町村民税本人課税者） | | ¥ 1231/日 | ¥ 1600/日 |

食費1日あたりの内訳 1600円（朝食-440円・昼食-580円・夕食-580円）

(3) 施設利用料については、所得に応じた減免処置制度があります。

※必ず限度額認定証などの提示願います。提示のない場合は減額できないことがあります。

2 その他の料金

■ 個別サービス利用料

| サービス項目 | サービス内容 | 単位 | 金額 |
|-----------|------------------|-------|--------|
| 電気代 | 居室に電化製品を持込の場合 | 1製品1日 | ¥80 |
| レンタル代 | テレビレンタル | 1製品1日 | ¥100 |
| 理美容代 | 出張理容業者を利用の場合（実費） | 1回 | ¥2,000 |
| 日常生活上の諸費用 | 日常生活に掛かる必要物品 | 実費 | |

※その他、個別にご希望されたサービスについては、その都度実費をいただきます。

■ 文書作成料

| サービス項目 | 内容 | 単位 | 金額 |
|--------|-------------------|----|--------|
| 死亡診断書料 | 嘱託医が作成した場合 | 1部 | ¥3,300 |
| 主治医意見書 | 嘱託医が作成した場合 | 1部 | ¥5,500 |
| 入所証明書 | 1回目の発行は無料、2回目以降から | 1部 | ¥330 |

※成年後見制度での診断書は直接、嘱託医または、かかりつけ医と相談してください。